

# 特定健康診査等実施計画

〔第2期〕

愛媛県市町村職員共済組合

平成25年4月

# 特定健康診査等実施計画

## [目 次]

- 第一 目的
- 第二 愛媛県市町村職員共済組合の現況
- 第三 特定健康診査・特定保健指導の実施状況  
(平成20年度～平成23年度)
- 第四 達成目標
  - 1 特定健康診査の実績に係る目標
  - 2 特定保健指導の実施に係る目標
  - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第五 特定健康診査等の対象者数
- 第六 特定健康診査等の実施方法
- 第七 個人情報保護
- 第八 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第九 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

## 第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支え手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、第1期（平成20年度から平成24年度）に続き、第2期（平成25年度から平成29年度）を定めるものである。

## 第二 愛媛県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町及び一部事務組合等（以下「所属所」という。）に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成24年4月1日における所属所数は43である。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は15,030人で、平均年齢は42.5歳、また、被扶養者（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は18,236人で、平均年齢は22.9歳であった。

40歳以上75歳未満の組合員は8,814人（59%）、被扶養者は4,120人（23%）であった。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業者健診又は当組合の人間ドックにより行っている。

現在36カ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

また、被扶養者にあつては、各市町が実施する住民健診又は当組合の人間ドックにより実施している。

また、保健指導については、一部所属所では保健師により行っている。

### 第三 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（平成20年度～平成23年度）

#### 1 特定健康診査の実施結果

特定健康診査の受診率は、平成20年度は52%と低かったが、年々増加し平成23年度には80%を上回ることができた。

当初は、特定健康診査が浸透しておらず、被扶養者の利用が少なかったが、周知活動により認識されてきたこともあり、少しずつ伸びてきている。

また、人間ドック及び事業者健診の実施機関等において特定健康診査データ提供の基盤が整備できていないため、結果を受領できないケースや、血糖検査が空腹時でないために健診結果が特定健康診査として取り扱えないなどの問題があったが、順次改善してきている。

#### 2 特定保健指導の実施結果

内臓脂肪症候群予備者の割合は、平成20年度の13.5%から平成23年度は12.4%に減少しており、特定保健指導の効果が見受けられる。

（※下表「特定健診等実施及びその結果の集計」参照）

〈積極的支援〉

対象者の割合は、平成20年度13.9%から平成23年度12.3%と、減少傾向にある。

支援対象者のうち保健指導を受診した者の割合は、平成20年度13.0%、平成21年度24.1%、平成22年度15.2%、平成23年度23.1%となっており、組合員については、組合の保健師が所属所を訪問し面接を実施する形態で実施しているところから、一定数の利用があるものの、組合が発行する利用券による集合契約の指導実施機関での利用については、横ばいの状態である。

〈動機付け支援〉

支援対象者のうち保健指導を受診した者の割合は、平成20年度5.1%、平成21年度11.8%、平成22年度10.5%、平成23年度9.5%となっており、減少ぎみである。

#### 3 今後の課題

特定健康診査等の受診率等を上げていくため、今後も引き続き公報紙、リーフレット、ホームページ等により機会を捉えて周知を続けていくことが重要である。

また、今後特定健康診査等の対象となる40歳未満の者に対しても内臓脂肪を増加させないための啓発や40歳以上になった時に活用すべき特定健康診査等の制度について周知することが必要である。

特定健診等実施及びその結果の集計

項 目		20年度	21年度	22年度	23年度	
特定健診	特定健康診査対象者数 ① (人)	14,377	14,025	13,684	13,464	
	特定健康診査受診者数 ② (人)	7,537	9,763	10,554	10,824	
	健診受診率 ②/① (%)	52.4	69.6	77.1	80.4	
	評価対象者数 ※1 ③ (人)	7,797	9,763	10,642	10,850	
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群該当者数 ④ (人)	1,077	1,378	1,476	1,545	
	内臓脂肪症候群該当者割合 ④/③ (%)	13.8	14.1	13.9	14.2	
	内臓脂肪症候群予備群者数 ⑤ (人)	1,049	1,221	1,390	1,347	
	内臓脂肪症候群予備群者割合 ⑤/③ (%)	13.5	12.5	13.1	12.4	
服薬中の者	高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合 (%)	13.0	13.6	13.5	13.4	
	脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合 (%)	6.7	8.2	8.6	8.5	
	糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合 (%)	3.5	3.3	3.4	3.4	
特定保健指導	積極的支援	対象者数 ⑥ (人)	1,087	1,250	1,349	1,331
		対象者の割合 (%)	13.9	12.8	12.7	12.3
		終了者数 ※2 ⑦ (人)	141	301	205	307
		終了者の割合⑦/⑥×100 (%)	13.0	24.1	15.2	23.1
	動機付け支援	対象者数 ⑧ (人)	641	804	894	886
		対象者の割合 (%)	8.2	8.2	8.4	8.2
		終了者数 ※2 ⑨ (人)	33	95	94	84
		の終了者の割合⑨/⑧×100 (%)	5.1	11.8	10.5	9.5
	特定保健指導の対象者数⑩=⑥+⑧ (人)	1,728	2,054	2,243	2,217	
	特定保健指導の終了者数⑪=⑦+⑨ (人)	174	396	299	391	
	特定保健指導の終了者の割合⑪/⑩ (%)	10.1	19.3	13.3	17.6	

※1 ②に加え、全ての検査項目は受診できなかったものの、階層化が可能であった受診者も含んだ数

※2 前年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導の利用者で、前年の国への報告後に終了したものを含む。

## 第四 達成目標

### 1 特定健康診査の実績に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率は基本的には90%にする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

（単位：％）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌 標 準
組 合 員	95	95	96	96	97	—
被 扶 養 者	50	55	60	65	70	—
計	82	84	86	88	90	90

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を40%にする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

（単位：人、％）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌 標 準
特定保健指導 対 象 者 数	2,256	2,302	2,343	2,359	2,371	—
実 施 率	22	25	30	35	40	40

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

（メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、内科系8学会が策定した基準に該当する者とする。）

## 第五 特定健康診査等の対象者数 （基本指針第四の二）

### 1 特定健康診査

対象者数（推計値）（単位：人）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員	9,442	9,565	9,620	9,608	9,564
被扶養者	4,080	3,912	3,802	3,623	3,424
計	13,522	13,477	13,422	13,231	12,988

### 2 特定保健指導

組合員＋被扶養者（推計値）（単位：人）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	13,522	13,477	13,422	13,231	12,988
保健指導対象者計	2,256	2,302	2,343	2,359	2,371
実施率（％）	22	25	30	35	40
実施者数	496	583	706	825	950

## 第六 特定健康診査等の実施方法 （基本方針第四の三）

### 1 実施方法

#### （1）特定健康診査について

組合員については、各所属所が事業者健診を委託する健診機関及び本組合が人間ドック等利用助成事業に係る健診を委託する健診機関で実施する。

被扶養者については、保険者協議会及び全国地方公務員共済協議会による集合契約に基づく健診機関等及び本組合が人間ドック等利用助成事業に係る健診を委託する健診機関で実施する。

#### （2）特定保健指導について

保健指導については、本組合の保健師（個別契約機関を含む。）、保険者協議会及び全国地方公務員共済協議会による集合契約に基づく指導機関で実施する。



## 2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

## 3 実施時期

実施時期は通年とする。

## 4 契約形態

### (1) 特定健康診査

保険者協議会及び全国地方公務員共済協議会による集合契約を行い、全国で受診が可能となるよう措置する。

### (2) 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングするとともに保健師を雇用して実施する。

## 5 利用方法

特定健康診査対象者に、所属所を通じ受診券を配布する。

特定保健指導対象者に、利用券を送付する。

特定健康診査等の対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

## 6 周知や案内の方法

当共済組合の公報紙を組合員に配布して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

## 7 事業者健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

## 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

## 9 実施に関する年間スケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

## 第七 個人情報保護（基本方針第四の四）

### 1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

### 2 記録の管理に関するルール

健診データについては、愛媛県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程により管理する。

また、当共済組合が委託する健診機関・指導機関については、業務によって知り得た情報を外部に漏らすことのないよう契約により義務付ける。

当共済組合のデータ管理者は、保健課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## 第八 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第四の五）

本計画の周知は、組合公報紙及びホームページに掲載する。

## 第九 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第四の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。